

## 東員町空き家・空き地情報バンク制度要綱

平成20年12月17日

告示第76号

### (目的)

第1条 この要綱は、本町における空き家等の有効活用と定住促進による地域の活性化を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 本町内に存在し、個人が所有する空き家又は空き地（空き家又は空き地となる予定のものを含む。）であって、かつ空き家・空き地情報バンク制度における情報提供の対象となるものをいう。
- (2) 所有者 当該空き家等に係る所有権又は賃借若しくは売却を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 空き家等登録者 空き家・空き地情報バンク制度の登録を受けた所有者をいう。
- (4) 利用希望者 地域住民の一員として本町内で定住し、又は交流するために空き家等の購入又は賃借を希望する者をいう。
- (5) 利用登録者 空き家・空き地情報バンク制度の利用登録を受けた利用希望者をいう。
- (6) 空き家・空き地情報バンク制度 空き家等に関する登録及び空き家等の利用希望者に関する登録を通して、空き家等登録者及び利用登録者に対し、情報提供を行うことをいう。
- (7) 情報提供 空き家等及び利用登録者に関する情報で、空き家等登録者及び利用登録者に対して有用なものを提供するとともに、空き家等及び利用登録者の登録情報の一部を本町ホームページ等に掲載し周知することをいう。

### (制度運用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家・空き地情報バンク制度以外による空き家等の取引を規制するものではない。

### (空き家等の登録の申込等)

第4条 空き家・空き地情報バンク制度による空き家等に関する登録を受けようとする所有者（以下「申込者」という。）は、空き家・空き地情報バンク情報登録申込書（様式第1号）に、空き家・空き地情報バンク情報登録カード（様式第2号）及び誓約書（様式第3号）を添えて、町長に提出しなければならない。

ただし、あっせん及び仲介等を目的とした空き家等に関する登録はできない。

- 2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を審査し、適切であると認めるときは、東員町空き家・空き地情報バンク情報登録台帳に登録するものとする。
- 3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を空き家・空き地情報バンク（情報登録・利用登録）決定通知書（様式第4号）により当該申込者に通知するものとする。
- 4 町長は、第2項の審査に際し当該空き家等を調査することができる。
- 5 申込者は、前項の調査に協力するものとする。
- 6 町長は、第2項の規定による登録をしていない空き家等で、空き家・空き地等情報バンク制度に登録することが適当と認めるものは、当該所有者に対して同制度による登録を勧めることができる。

（情報等の登録拒否）

第5条 町長は、登録を希望する空き家等が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を拒否することができる。

- (1) 法令等に違反している建築物又は土地
  - (2) 市街化調整区域にある建築物で、現在の所有者以外の者が使用することのできないもの
  - (3) 市街化調整区域にある土地で、建築物を建設できない土地
  - (4) 法令で建築物が建設できない規制を受けている土地
  - (5) その他町長が別に定めた建築物又は土地
- 2 町長は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を拒否することができる。
- (1) 未成年者
  - (2) 成年被後見人又は被保佐人で復権を得ない者
  - (3) 法人でその役員又は営業所等の代表者のうち前2号のいずれかに該当する者のあるもの

(4) その他町長が別に定めた者又は法人

(空き家等に係る登録事項の変更の届出)

第6条 空き家等登録者は、当該登録事項に変更があったときは、空き家・空き地情報バンク(情報台帳・利用登録台帳)登録事項変更等届出書(様式第5号)により、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

(空き家等情報台帳の登録抹消)

第7条 町長は、空き家等登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家・空き地情報バンク制度の登録を取り消すことができる。

(1) 当該空き家等に係る所有権その他権利に異動があったとき。

(2) 登録の取り消しを希望したとき。

(3) 空き家・空き地情報バンク制度の登録後、2年が経過したとき。ただし、改めて登録の申込みを行うことにより再登録した場合は、この限りではない。

(4) 空き家等の登録に関して不正や偽り等が判明したとき。

(5) その他町長が適当でないと認めたとき。

2 町長は、前項の規定により空き家・空き地情報バンク制度の登録を取り消したときは、その旨を空き家・空き地情報バンク(情報登録・利用登録)抹消決定通知書(様式第6号)により当該空き家等登録者に通知するものとする。

3 第1項第1号及び第2号に該当する場合においては、空き家等登録者は、空き家・空き地情報バンク(情報台帳・利用登録台帳)登録事項変更等届出書(様式第5号)により、登録の抹消の届出をしなければならない。

(利用の登録)

第8条 空き家・空き地情報バンク制度の登録を受けようとする利用希望者(以下「希望者」という。)は、空き家・空き地情報バンク利用登録申込書(様式第7号)に、誓約書(様式第8号)を添えて、町長に提出しなければならない。

ただし、あっせん及び仲介等を目的とした利用登録はできない。

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、希望者が次の各号のいずれかに該当した場合は東員町空き家・空き地情報バンク利用登録台帳に登録しなければならない。

(1) 空き家等に定住又は空き家等を利用し、地域自治等に対する理解を深め、地域の活性化に寄与しようとする者

(2) その他町長が適当と認めた者

3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を空き家・空き地情報バンク（情報登録・利用登録）決定通知書（様式第4号）により当該利用希望者に通知するものとする。

（利用登録者に係る登録事項の変更の届出）

第9条 利用登録者は、当該登録事項に変更があったときは、空き家・空き地情報バンク（情報台帳・利用登録台帳）登録事項変更等届出書（様式第5号）により、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

（空き家等利用登録台帳の登録抹消）

第10条 町長は、利用登録者が次の各号いずれかに該当するときは、当該登録を抹消するとともに、その旨を空き家・空き地情報バンク（情報登録・利用登録）抹消決定通知書（様式第6号）により利用登録者に通知するものとする。

(1) 空き家等の利用の目的等が第8条第2項の規定に該当しないこととなったとき。

(2) 空き家等を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。

(3) 空き家・空き地情報バンク制度利用後、2年が経過したとき。ただし、改めて登録の申込みを行うことにより再登録した場合は、この限りでない。

(4) 申込みの内容に虚偽があったとき。

(5) 利用登録者が登録の抹消の届出をしたとき。

(6) その他町長が適当でないとして認めたとき。

（交渉の申込み及び通知）

第11条 空き家・空き地情報バンク制度に登録された空き家等の購入又は賃借について交渉を希望する利用登録者は、交渉申込書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による交渉申込書を受領したときは、その内容について審査し、適切であると認めるときは、交渉申込通知書（様式第10号）により当該空き家等登録者に通知するものとする。この場合において、当該空き家等登録者の代理又は媒介を行うもの

がある場合には、そのものに対しても同様に通知するものとする。

- 3 町長は、前項の通知をしたときは、交渉通知完了書（様式第11号）により速やかに当該利用登録者に通知するものとする。
- 4 第2項の通知を受けた当該空き家等登録者は、遅滞なく当該利用登録者と交渉を行い、その結果については、交渉結果報告書（様式第12号）により町長に報告しなければならない。
- 5 町長は、空き家等登録者及び利用登録者に対して、空き家等に関する交渉及び賃貸借契約又は売買契約について、直接これに関与できない。
- 6 契約等に関する一切の件については、当事者間でこれを解決するものとする。

（個人情報の保護）

第12条 第4条第2項及び第8条第2項に規定する、登録台帳に保有する個人情報の取扱いについては、東員町個人情報保護条例（平成15年東員町条例第23号）に定めるところによる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。